

令和5年余市町議会第3回臨時会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 2時02分

○招 集 年 月 日

令和5年5月26日（金曜日）

○欠 席 議 員 （0名）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	渡 邊 郁 尚
総 務 部 長	高 橋 伸 明
総 務 課 長	越 智 英 章
財 政 課 長	高 田 幸 樹
税 務 課 長	庄 木 淳 一
民 生 部 長	篠 原 道 憲
福 祉 課 長	大 平 直 規
子育て・健康推進課長	中 島 紀 孝
保 險 課 長	小 黒 雅 文
環 境 対 策 課 長	大 森 直 也
総 合 政 策 部 長	阿 部 弘 亨
政 策 推 進 課 長	橋 端 良 平
農 林 水 産 課 長	奈 良 論
商 工 観 光 課 長	原 田 孝 嗣
建 設 水 道 部 長	千 葉 雅 樹
建 設 課 長	成 田 文 明
まちづくり計画課長	北 島 貴 光
下 水 道 課 長	樋 口 正 人
水 道 課 長	紺 谷 友 之
会計管理者(併)会計課長	須 貝 達 哉
農 業 委 員 会 事 務 局 長	濱 川 龍 一
教 育 委 員 会 教 育 長	前 坂 伸 也
教 育 部 長	浅 野 敏 昭
学 校 教 育 課 長	内 田 真 樹 子
社 会 教 育 課 長	中 島 豊

○開 会

令和5年5月26日（金曜日）午前10時

○出 席 議 員 （18名）

余市町議会議長	3番	中 井 寿 夫
余市町議会副議長	8番	土 屋 美 奈 子
余市町議会議員	1番	野 呂 栄 二
〃	2番	吉 田 豊
〃	4番	藤 野 博 三
〃	5番	内 海 博 一
〃	6番	庄 巖 龍
〃	7番	山 本 正 行
〃	9番	岸 本 好 且
〃	10番	彫 谷 吉 英
〃	11番	茅 根 英 昭
〃	12番	近 藤 徹 哉
〃	13番	安 久 莊 一 郎
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	中 谷 栄 利
〃	16番	白 川 栄 美 子
〃	17番	寺 田 進
〃	18番	伊 藤 正 明

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長 石川智子

○事務局職員出席者

事務局 長 羽生満広
議事係 長 細川雄哉
書 記 寒河江美桜

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
行政報告
- 第 3 報告第 1 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(令和 4 年度余市町一般会計補正予算(第 9 号))
- 第 4 報告第 2 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(令和 4 年度余市町介護保険特別会計補正予算(第 3 号))
- 第 5 報告第 3 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(令和 4 年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号))
- 第 6 報告第 4 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(令和 4 年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号))
- 第 7 報告第 5 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(令和 4 年度余市町公共下水道特別会計補正予算(第 3 号))
- 第 8 報告第 6 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(令和 4 年度余市町水道事業会計補正予算(第 5 号))

第 9 報告第 7 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(令和 5 年度余市町一般会計補正予算(第 1 号))

第 10 報告第 8 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(令和 5 年度余市町水道事業会計補正予算(第 1 号))

第 11 議案第 1 号 工事請負契約の締結
について

第 12 議案第 2 号 工事請負契約の締結
について

第 13 議案第 3 号 工事請負契約の締結
について

第 14 議案第 4 号 工事請負契約の締結
について

第 15 議案第 5 号 町有財産の取得につ
いて

開 会 午前 10 時 00 分

○議長(中井寿夫君) ただいまから令和 5 年余市町議会第 3 回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 18 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案 5 件、報告 8 件、他に議長の諸般報告及び行政報告です。

○議長(中井寿夫君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議席番号 9 番、岸本議員、議席番号 10 番、彫谷議員、議席番号 11 番、茅根議員、以上のとおり指名いたします。

○議長(中井寿夫君) 日程第 2、会期の決定を

議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○16番（白川栄美子君） 令和5年余市町議会第3回臨時会開催に当たり、昨日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名の出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案5件、報告8件、他に議長の諸般報告と行政報告でございます。

会期につきましては、本日1日と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきまして、ご報告申し上げます。

日程第3、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度余市町一般会計補正予算（第9号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第4、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度余市町介護保険特別会計補正予算（第3号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第3号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度余市町水道事業会計補正予算（第5号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、報告第7号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度余市町一般会計補正予算（第1号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、報告第8号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度余市町水道事業会計補正予算（第1号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第1号 工事請負契約の締結についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、議案第2号 工事請負契約の締結についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、議案第3号 工事請負契約の締結についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第14、議案第4号 工事請負契約の締結についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第15、議案第5号 町有財産の取得についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま委員長から報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

なお、今期臨時会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、去る5月15日に本町で開催されました北後志町村議会議長会臨時総会に出席いたしましたので、報告いたします。総会では、役員任期満了に伴い役員改選が行われ、会長に赤井川村議会議長、岩井英明氏が選任されましたことをご報告申し上げます。

次に、去る5月24日、倶知安町において開催されました後志町村議会議長会臨時総会に出席いたしましたので、報告いたします。総会では、役員任期満了に伴い役員改選が行われ、会長には岩内町議会議長、永井明氏、副会長には蘭越町議会議長、熊谷雅幸氏と不肖私が就任いたしましたことをご報告申し上げます。

次に、余市町情報公開条例第30条及び余市町個人情報保護条例第45条の規定によります運用状況についての報告が町長からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 次に、町長から申出のありました行政報告について発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 損害賠償請求事件について行政報告を申し上げます。

今回の事件につきましては、本町に勤務していた職員より本町の安全配慮義務違反の結果、損害を被ったとして余市町に賠償を求められたものであります。原告代理人弁護士より訴訟が提起され、令和5年5月10日付で札幌地方裁判所小樽支部より文書が送付されたところであり、今回の事件では、原告が弁護士を訴訟代理人として訴えを提起されたことから、町といたしましても専門的知識を有する弁護士に令和5年5月15日付で訴訟委任を行い、対応したところであります。

以上、損害賠償請求事件についての行政報告とさせていただきます。

○議長（中井寿夫君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 日程第3、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高田幸樹君） ただいま上程されました報告第1号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第1号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和4年度余市町一般会計補正予算（第9号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるとでございます。

令和4年度余市町一般会計補正予算（第9号）の内容につきましては、歳出において寄附に伴う基金への積立金のほか、今後の財政需要に備えての基金への積立金の補正計上、各種事業費確定見込みによる減額と財源の組替え計上、各特別会計等決算確定見込みに伴う繰出金等の精算を行った

ものでございます。

また、歳入につきましては地方交付税や寄附金の計上、さらには地方譲与税等各種交付金をはじめ、各種事業費の確定見込みなどによる国庫支出金等の追加及び減額のほか、繰入金、町債の減額等により調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和4年度余市町一般会計補正予算（第9号）。

令和4年度余市町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,113万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億9,933万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

歳出からご説明申し上げます。10ページをお開き願います。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額3億1,108万円、24節積立金3億1,108万円につきましては、減債基金積

立金1億500万円、社会福祉施設等建設基金積立金10万円、職員等退職手当負担金基金積立金1,500万円、公共施設建設整備基金積立金9,000万円、教育施設建設整備基金積立金7,000万円、余市町ふるさと応援寄附金基金積立金3,059万6,000円、森林環境譲与税基金積立金38万4,000円の補正計上でございます。

6目交通安全対策費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

15目新型コロナウイルス対策事業費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、10目介護保険費、補正額2,900万6,000円の減、27節繰出金2,900万6,000円の減につきましては、介護保険特別会計繰出金の決算見込みによる減額補正でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

5目国民健康保険費、補正額313万円、27節繰出金313万円につきましては、国民健康保険特別会計繰出金の決算見込みによる補正計上でございます。

9目後期高齢者医療費、補正額3,003万7,000円の減、18節負担金補助及び交付金2,233万円の減につきましては、療養給付費負担金の減額補正でございます。27節繰出金770万7,000円の減につきましては、後期高齢者医療特別会計繰出金の決算見込みによる減額補正でございます。

4款衛生費、2項清掃費、1目じん芥処理費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

4款衛生費、3項上水道費、1目上水道施設費、補正額701万6,000円、18節負担金補助及び交付金

701万6,000円につきましては、水道事業会計負担金の補正計上でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

6目農業土地基盤整備費、補正額535万7,000円の減、14節工事請負費535万7,000円の減につきましては、美園ファームポンド管理用道路法面補修工事費の減額補正でございます。

次のページをお開き願います。6款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費、補正額6万円、23節投資及び出資金6万円につきましては、ようお願いする森林組合出資金に係る配当金を増額出資するための補正計上でございます。

7款商工費、1項商工費、7目宇宙記念館管理運営費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、補正額740万5,000円の減、12節委託料329万6,000円の減につきましては、橋りょう補修調査設計委託料の減額補正でございます。14節工事請負費263万1,000円の減、内訳につきましては町道整備工事56万円の減額補正と旭橋補修工事207万1,000円の減額補正でございます。18節負担金補助及び交付金、補正額147万8,000円の減につきましては、橋りょう点検負担金の減額補正でございます。

2目冬期除雪対策費、補正額305万8,000円の減、17節備品購入費305万8,000円の減につきましては、除雪トラック購入事業費の減額補正でございます。

8款土木費、5項都市計画費、2目公園管理運営事業費、補正額90万9,000円の減、12節委託料30万円の減につきましては、各公園遊具価格調査委託料の減額補正でございます。14節工事請負費60万9,000円の減につきましては、各公園遊具更新工事の減額補正でございます。

4目公共下水道費、補正額49万6,000円の減、27節繰出金49万6,000円の減につきましては、公共下水道特別会計繰出金の確定見込みによる補正計上でございます。

8款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費、補正額195万円の減、12節委託料166万円の減につきましては、山田団地耐力度調査委託料33万円の減額補正と黒川団地屋上・外壁改修工事設計委託料133万円の減額補正でございます。14節工事請負費29万円の減につきましては、各団地環境整備工事の減額補正でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額37万5,000円の減、14節工事請負費37万5,000円の減につきましては、教職員住宅解体工事の減額補正でございます。

10款教育費、4項社会教育費、7目文化財総務費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

11款公債費、1項公債費、2目利子、補正額156万2,000円の減、22節償還金利子及び割引料156万2,000円の減につきましては、一時借入金利子の減額補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。4ページをお開き願います。下段でございます。2、歳入、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、補正額402万7,000円の減、1節地方揮発油譲与税402万7,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、補正額277万9,000円、1節自動車重量譲与税277万9,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、補正額38万4,000円、1節森林環境譲与税38万4,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、補正額183万2,000円の減、1節利子割交付金183万2,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、補正額140万9,000円、1節配当割交付金140万9,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、補正額2万6,000円の減、1節株式等譲渡所得割交付金2万6,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金、補正額905万9,000円、1節法人事業税交付金905万9,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、補正額119万7,000円、1節地方消費税交付金119万7,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

次のページをお開き願います。8款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、補正額1万5,000円の減、1節ゴルフ場利用税交付金1万5,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金、補正額141万円の減、1節環境性能割交付金141万円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、補正額29万9,000円の減、1節地方特例交付金29万9,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額2億5,927万2,000円、1節地方交付税2億5,927万2,000円につきましては、額の確定

による普通交付税1億329万2,000円と特別交付税1億5,598万円の補正計上でございます。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、補正額89万6,000円の減、1節交通安全対策特別交付金89万6,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、補正額358万2,000円、1節総務使用料358万2,000円につきましては、移動通信用鉄塔施設に係る行政財産使用料の補正計上でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、補正額39万円の減、1節保健衛生費国庫負担金39万円の減につきましては、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金71万3,000円の減額補正と未就学児均等割保険料軽減負担金32万3,000円の補正計上でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額1,057万5,000円、1節総務費国庫補助金1,057万5,000円につきましては、個人番号カード交付事務費補助金266万8,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金52万9,000円、マイナポイント事業費補助金271万4,000円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金466万4,000円の補正計上でございます。

4目土木費国庫補助金、補正額2,764万3,000円の減につきましては、事業費の確定見込みに伴うものでございます。節別に申し上げますと、1節道路橋りょう費国庫補助金2,680万2,000円の減で、内訳といたしまして橋りょう長寿命化補修事業補助金447万円の減、道路ストック補修事業補助金474万3,000円の減、除雪トラック購入事業補助金1,758万9,000円の減による補正計上でございます。住宅費国庫補助金51万4,000円につきましては、公営住宅等整備事業補助金の補正計上でございます。3節都市計画費国庫補助金135万5,000円

の減につきましては、公園長寿命化事業補助金の減額補正でございます。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、補正額7万6,000円の減、1節社会福祉費道負担金7万6,000円の減につきましては、低所得者保険料軽減負担金の減額補正でございます。

2目衛生費道負担金、補正額723万3,000円の減、1節保健衛生費道負担金723万3,000円の減につきましては、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金257万7,000円の減と後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金465万6,000円の減による補正計上でございます。

16款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金、補正額9,000円、1節総務費道補助金9,000円につきましては、移動通信用鉄塔施設整備事業費起債償還費補助金の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。4目農林水産業費道補助金、補正額391万円の減、1節農業費道補助金391万円の減につきましては、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金の減額補正でございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、補正額6万円、1節利子及び配当金6万円につきましては、ようてい森林組合配当金の補正計上でございます。

17款財産収入、2項財産売払収入、2目不動産売払収入、補正額290万円、1節土地建物売払収入290万円につきましては、教職員住宅の土地、建物売払いによる補正計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額3,159万6,000円、1節総務費寄附金3,159万6,000円につきましては、1,631件の余市町ふるさと応援寄附金3,059万6,000円と余市町まち・ひと・しごと創生推進プロジェクト応援寄附金としてホクレン農業協同組合連合会様からの100万円の補正計上でございます。

3目民生費寄附金、補正額10万円、1節民生費

寄附金10万円につきましては、藤平哲也様からの社会福祉寄附金10万円の補正計上でございます。

19款繰入金、1項財政調整基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額8,000万円の減、1節財政調整基金繰入金8,000万円の減につきましては、財政調整基金繰入金の減額補正でございます。

19款繰入金、4項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額100万円の減、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金100万円の減につきましては、余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金の減額補正でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額4,848万1,000円、1節繰越金4,848万1,000円につきましては、繰越金の補正計上でございます。

21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額1,578万6,000円、1節雑入1,578万6,000円につきましては、確定見込みによる北後志地区介護認定審査会事業町村負担114万4,000円の減と北後志消防組合還付金1,693万円の補正計上でございます。

22款町債、1項町債、1目農林水産業債、補正額130万円の減、1節農業債130万円の減につきましては、事業費の確定見込みに伴います国営土地改良施設法面復旧事業債の減額補正でございます。

2目土木債、補正額210万円につきましては、事業費の確定見込みに伴います補正計上でございます。節別に申し上げますと、1節道路橋りょう債370万円につきましては、道路ストック整備事業債の補正計上でございます。2節住宅債230万円の減につきましては、各団地環境整備事業債の減額補正でございます。3節都市計画事業債70万円につきましては、各公園環境整備事業債の補正計上でございます。

3目教育債、補正額10万円の減、1節社会教育債10万円の減につきましては、事業費の確定見込みに伴います旧余市福原漁場防災設備改修事業債

の減額補正でございます。

4目公共施設等適正管理推進事業債、補正額220万円の減、1節公共施設等適正管理推進事業債220万円の減につきましては、事業費の確定見込みに伴います教職員住宅解体事業債30万円の減、町道整備事業債220万円の減、公共施設等脱炭素化事業債30万円の補正計上でございます。

5目過疎対策事業債、補正額1,600万円、1節過疎対策事業債1,600万円につきましては、事業費の確定見込みに伴います橋りょう補修整備事業債60万円、除雪トラック購入事業債1,400万円、過疎地域持続的発展特別事業債140万円の補正計上でございます。

6目臨時財政対策債、補正額3,180万1,000円の減、1節臨時財政対策債3,180万1,000円の減につきましては、額の確定に伴う減額補正でございます。

次に、地方債補正につきましてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。上段をご覧ください。第2表、地方債補正につきましては、事業費の確定見込みに伴う起債限度額の補正でございます。1、変更、起債の目的、国営土地改良施設法面復旧事業債、補正前限度額850万円、補正後限度額720万円。道路ストック整備事業債、補正前限度額430万円、補正後限度額800万円。各団地環境整備事業債、補正前限度額1,620万円、補正後限度額1,390万円。各公園環境整備事業債、補正前限度額2,980万円、補正後限度額3,050万円。旧余市福原漁場防災設備改修事業債、補正前限度額990万円、補正後限度額980万円。教職員住宅解体事業債、補正前限度額380万円、補正後限度額350万円。町道整備事業債、補正前限度額2,890万円、補正後限度額2,670万円。公共施設等脱炭素化事業債、補正前限度額430万円、補正後限度額460万円。橋りょう補修整備事業債、補正前限度額2,910万円、補正後限度額2,970万円。除雪トラック購入事業債、補正前限度額1,510万円、補正後限度額2,910万円。

過疎地域持続的発展特別事業債、補正前限度額7,400万円、補正後限度額7,540万円。臨時財政対策債、補正前限度額1億41万7,000円、補正後限度額6,861万6,000円。

以上、報告第1号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第4、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（小黑雅文君） ただいま上程されま

した報告第2号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第2号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました令和4年度余市町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

令和4年度余市町介護保険特別会計補正予算(第3号)の内容につきましては、歳出において総務費、保険給付費、地域支援事業費の確定見込みに伴う不用額の減額等を行ったものでございます。

また、歳入につきましては各経費の特定財源となります国庫支出金等の確定見込みにより収支の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。

令和4年度余市町介護保険特別会計補正予算(第3号)。

令和4年度余市町の介護保険特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,108万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,537万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。7ページをご覧ください。中段でございます。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額12万5,000円の減、8節旅費3,000円の減から18節負担金補助及び交付金1万7,000円の減までにつきましては、事務費等の確定見込みによる減額補正でございます。

1款総務費、2項徴収費、1目賦課徴収費、補正額16万円の減、10節需用費5万円の減から12節委託料3万1,000円の減までにつきましては、賦課徴収事務に係る経費の確定見込みによる減額補正でございます。

次のページをご覧ください。1款総務費、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、補正額197万6,000円の減、1節報酬117万円の減から13節使用料及び賃借料3万4,000円の減までにつきましては、介護認定審査会に係る事務費等の確定見込みによる減額補正でございます。

2目認定調査費、補正額236万8,000円の減、3節職員手当5,000円の減から12節委託料99万8,000円の減までにつきましては、認定調査に係る事務費等の確定見込みによる減額補正でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等給付費、補正額1億3,416万2,000円の減、18節負担金補助及び交付金1億3,416万2,000円の減につきましては、給付費の確定見込みによる減額補正でございます。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費、補正額184万1,000円の減、18節負担金補助及び交付金184万1,000円の減につきましては、給付費の確定見込みによる減額補正でございます。

2款保険給付費、3項その他諸費、1目審査支

払手数料、補正額26万8,000円の減、11節役務費26万8,000円の減につきましては、審査支払手数料の確定見込みによる減額補正でございます。

次のページをご覧ください。2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正額646万円の減、18節負担金補助及び交付金646万円の減につきましては、高額介護サービス費の確定見込みによる減額補正でございます。

2目高額介護予防サービス費、補正額6万9,000円の減、18節負担金補助及び交付金6万9,000円の減につきましては、高額介護予防サービス費の確定見込みによる減額補正でございます。

2款保険給付費、5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費、補正額82万6,000円の減、18節負担金補助及び交付金82万6,000円の減につきましては、高額医療合算介護サービス費の確定見込みによる減額補正でございます。

2目高額医療合算介護予防サービス費、補正額6万円の減、18節負担金補助及び交付金6万円の減につきましては、高額医療合算介護予防サービス費の確定見込みによる減額補正でございます。

2款保険給付費、6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、補正額151万円の減、18節負担金補助及び交付金151万円の減につきましては、居宅介護福祉用具貸与等の確定見込みによる減額補正でございます。

2款保険給付費、7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、補正額2,069万4,000円の減、18節負担金補助及び交付金2,069万4,000円の減、2目特例特定入所者介護サービス費、補正額1万円の減、18節負担金補助及び交付金1万円の減、3目特定入所者介護予防サービス費、補正額6万円の減、18節負担金補助及び交付金6万円の減、4目特例特定入所者介護予防サービス費、補正額1万円の減、18節負担金補助及び交付金1万円の減、1目から4目までにつ

きましては給付費の確定見込みによる減額補正でございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額1,674万1,000円の減、18節負担金補助及び交付金1,674万1,000円の減につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の確定見込みによる減額補正でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、補正額326万7,000円の減、18節負担金補助及び交付金326万7,000円の減につきましては、介護予防ケアマネジメント事業費の確定見込みによる減額補正でございます。

次のページをご覧ください。3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、補正額101万9,000円の減、7節報償費20万円の減から12節委託料67万6,000円の減までにつきましては、一般介護予防事業費の確定見込みによる減額補正でございます。

3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、補正額141万6,000円の減、1節報酬26万8,000円の減から18節負担金補助及び交付金6,000円の減までにつきましては、包括的支援事業に係る各経費の確定見込みによる減額補正でございます。

2目任意事業費、補正額296万8,000円の減、8節旅費1万円の減から19節扶助費45万6,000円の減までにつきましては、任意事業に係る各経費の確定見込みによる減額補正でございます。

3款地域支援事業費、4項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額14万3,000円の減、11節役務費14万3,000円の減につきましては、審査支払手数料の確定見込みによる減額補正でございます。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額506万8,000円、24節積立金506万8,000円につきましては、繰越金の確定見込みによる基金積立金の補正計上でございます。

す。

次に、歳入についてご説明申し上げます。4ページをご覧ください。2、歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額5,014万2,000円の減、1節現年度分特別徴収保険料4,626万7,000円の減及び2節現年度分普通徴収保険料387万5,000円の減につきましては、給付費の確定見込みによる減額補正でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額3,185万7,000円の減、1節現年度分3,185万7,000円の減につきましては、介護給付費に係る国庫負担金の確定見込みによる減額補正でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額1,315万5,000円の減、1節現年度分調整交付金1,315万5,000円の減、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額529万2,000円の減、1節現年度分529万2,000円の減、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、補正額168万8,000円の減、1節現年度分168万8,000円の減、4目保険者機能強化推進交付金、補正額504万5,000円、1節保険者機能強化推進交付金504万5,000円、5目介護保険保険者努力支援交付金、補正額514万8,000円、1節介護保険保険者努力支援交付金514万8,000円、1目から5目までにつきましては交付金の確定見込みによる補正計上でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額4,440万5,000円の減、1節現年度分4,440万5,000円の減、2目地域支援事業支援交付金、補正額571万5,000円の減、1節現年度分571万5,000円の減、1目及び2目につきましては交付金の確定見込みによる減額補正でございます。

5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金、補正額2,159万2,000円の減、1節現年度

分2,159万2,000円の減につきましては、介護給付費に係る道負担金の確定見込みによる減額補正でございます。

5款道支出金、2項道補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額264万8,000円の減、1節現年度分264万8,000円の減、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、補正額84万4,000円の減、1節現年度分84万4,000円の減、1目及び2目につきましては地域支援事業に係る交付金の確定見込みによる減額補正でございます。

次のページをご覧ください。5款道支出金、3項道委託金、1目介護扶助費委託金、補正額2,000円の減、1節介護扶助費委託金2,000円の減につきましては、生活保護要保護者の介護認定に係る費用の確定見込みによる減額補正でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正額2,000円、1節利子及び配当金2,000円につきましては、基金から生じる利子による補正計上でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正額2,172万1,000円の減、1節現年度分2,172万1,000円の減、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額264万8,000円の減、1節現年度分264万8,000円の減、3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、補正額84万4,000円の減、1節現年度分84万4,000円の減、4目低所得者保険料軽減繰入金、補正額83万4,000円、1節現年度分83万4,000円、5目その他一般会計繰入金、補正額462万7,000円の減、1節事務費繰入金462万7,000円の減、1目から5目につきましては一般会計繰入金の確定見込みによる補正計上でございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額

506万6,000円、1節繰越金506万6,000円につきましては、繰越金の確定見込みによる補正計上でございます。

以上、報告第2号につきましてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第5、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（小黑雅文君） ただいま上程されました報告第3号につきまして、提案理由をご説明

申し上げます。

報告第3号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました令和4年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるところでございます。

令和4年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容につきましては、歳出において総務費及び保険給付費並びに国民健康保険事業費納付金の確定見込みによる不用額の減額と財源の組替え計上を行ったものでございます。

また、歳入につきましては各経費の特定財源となります道支出金及び一般会計繰入金の確定見込み並びに繰越金により収支の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和5年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。

令和4年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度余市町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億9,420万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6,182万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。4ページをご覧ください。中段でございます。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、2目連合会負担金、補正額ゼロ円、3目特別対策事業費、補正額ゼロ円、2目及び3目につきましては財源の組替え計上でございます。

1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

2款保険給付費、1項保険給付費、1目療養諸費、補正額2億3,311万2,000円の減、18節負担金補助及び交付金2億3,311万2,000円の減につきましては、療養給付費及び療養費の確定見込みによる減額補正でございます。

2目高額療養費、補正額6,109万円の減、18節負担金補助及び交付金6,109万円の減につきましては、高額療養費及び高額介護合算療養費の確定見込みによる減額補正でございます。

3款国民健康保険事業費納付金、1項国民健康保険事業費納付金、1目医療給付費分、補正額ゼロ円、2目後期高齢者支援金等分、補正額ゼロ円、3目介護納付金分、補正額ゼロ円、1目から3目までにつきましては財源の組替え計上でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。3ページをご覧ください。2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目国民健康保険税、補正額1,310万2,000円の減、1節医療給付費分現年課税分938万3,000円の減、2節後期高齢者支援金分現年課税分264万8,000円の減、3節介護納付金分現年課税分107万1,000円の減までにつきましては、国民健康保険税の確定見込みに伴う減額補正でございます。

4款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費

等交付金、補正額2億9,420万2,000円の減、1節保険給付費等交付金（普通交付金）2億9,420万2,000円の減につきましては、保険給付費等交付金（普通交付金）の確定見込みによる減額補正でございます。

次のページをご覧ください。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額313万円、1節一般会計繰入金708万7,000円につきましては、一般会計繰入金の確定見込みによる補正計上でございます。2節保険基盤安定繰入金411万1,000円の減につきましては、保険基盤安定繰入金の確定見込みによる減額補正でございます。3節未就学児均等割保険税繰入金15万4,000円につきましては、未就学児均等割保険税繰入金の確定見込みによる補正計上でございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額997万2,000円、1節繰越金997万2,000円につきましては、繰越金の確定見込みによる補正計上でございます。

以上、報告第3号につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 毎年聞いていることなのですけれども、4年度の国保の収支見通しというのはどの辺りで落ち着くと今段階で考えていらっしゃるのでしょうか。このところ、昨年から繰上充用かけなくてよくなって、道のほうがやっているトライアル制度の影響なども大きく影響して、一気に国保財政が黒字化したわけなのですけれども、そして今年に入って賦課方式を変更したと。その影響は5年度からなののですけれども、それを占う上でも大変重要な局面に来ていると思うのですけれども、4年度の収支見通しはどうなのでしょう。

○保険課長（小黑雅文君） 14番、大物議員からの4年度の収支の見込みに関するご質問に答弁申し上げます。

4年度の見込みとしましては、黒字の見込みでございます。それで、主な原因といたしましては、結核、精神の疾病に係る医療費に対する国からの交付金という部分、こちらのほうが約2,400万円という状況でございますので、そういったところでございます。

○14番（大物 翔君） 今のお話だと、一応黒字見通しではあるけれども、大体どの程度かという金額まではちょっと。ただ、結核関係で2,400万円程度はお金あったよと。4年度の数字的なことも知りたかったので、もし分かれば答えてほしいのですけれども、それとこれまで何年間か道が我が町に対してやってくれていたトライアル制度というものは本年度もいただけるという見通しが今段階で立っているのでしょうか。なぜならば、賦課の方式を変更した結果、予算段階でもととの賦課徴収額全体の金額は縮小する見通しであるということも示されていたわけですが。もしこのトライアルのあれが今年はないよとなりますと、それが決して収支的には大きく好転していくとはちょっと言い難いと。もっと言えば、今月に入って、結局コロナの取扱いが5類に変更になったと。今までは国費の関係で見てもらえていたから影響が少なかった部分も今度は自分で行って、自分でお金を払ってという方式に変わっていくわけですが。となれば、医療需要というのは、需要自体は変わってはいなかったとしても、保険負担のほうが増えてくる可能性があるのではないかなと考えるものですから、その辺りでどうでしょう。

○保険課長（小黑雅文君） 14番、大物議員からの再度のご質問にご答弁申し上げます。

令和4年度の決算の見込みでございますが、今のところ約4,800万円ぐらいでないかというふうに見込んでおります。

主な原因であります交付金の部分につきまして、今年度につきましても北海道のほうからは申請をしていくというようなことお聞きしていますので、その部分を財源としても、幾らになるかはちょっと、これからの話なので、はっきり分かりませんが、一応申請はしていくということでお聞きしていますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第6、報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（小黑雅文君） ただいま上程されました報告第4号につきまして、提案理由をご説明

申し上げます。

報告第4号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました令和4年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

令和4年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容につきましては、歳出において事務の確定見込みによる減額及び後期高齢者医療広域連合納付金の確定見込みによる減額を行ったものでございます。

また、歳入につきましては後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金等により収支の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。

令和4年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度余市町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,832万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,757万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該

区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明申し上げます。4ページをご覧ください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額28万6,000円の減、10節需用費14万8,000円の減及び11節役務費13万8,000円の減につきましては、一般管理費の確定見込みによる減額補正でございませう。

1款総務費、2項徴収費、1目徴収費、補正額33万3,000円の減、10節需用費10万円の減、11節役務費10万4,000円の減、12節委託料12万9,000円の減につきましては、徴収費の確定見込みによる減額補正でございませう。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額1,722万9,000円の減、18節負担金補助及び交付金1,722万9,000円の減につきましては、事務費負担金及び保険料等負担金の確定見込みによる減額補正でございませう。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額47万4,000円の減、22節償還金利子及び割引料47万4,000円の減につきましては、過年度支出金の確定見込みによる減額補正でございませう。

次に、歳入についてご説明申し上げます。2ページをご覧ください。下段でございませう。2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、補正額558万1,000円の減、1節現年度分特別徴収保険料558万1,000円の減につきましては、現年度分特別徴収保険料の確定見込みによる減額補正でございませう。

2目普通徴収保険料、補正額485万円の減、1節現年度分普通徴収保険料419万2,000円の減及び2節滞納繰越分普通徴収保険料65万8,000円の減につきましては、普通徴収保険料の確定見込みによる減額補正でございませう。

2款使用料及び手数料、1項手数料、2目督促

手数料、補正額2,000円、1節督促手数料2,000円につきましては、督促手数料の確定見込みによる補正計上でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目調整交付金、補正額8万5,000円の減、1節調整交付金8万5,000円の減につきましては、調整交付金の確定見込みによる減額補正でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、補正額149万8,000円の減、1節事務費繰入金149万8,000円の減につきましては、広域連合事務費繰入金等の確定見込みによる減額補正でございます。

2目保険基盤安定繰入金、補正額620万9,000円の減、1節保険基盤安定繰入金620万9,000円の減につきましては、保険基盤安定繰入金の確定見込みによる減額補正でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額37万3,000円、1節繰越金37万3,000円につきましては、繰越金の確定見込みによる補正計上でございます。

6款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額47万4,000円の減、1節保険料還付金47万4,000円の減につきましては、保険料還付金の確定見込みによる減額補正でございます。

以上、報告第4号につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第4号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第7、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長（樋口正人君） ただいま上程されました報告第5号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第5号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました令和4年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めます。

今回専決処分を行いました補正予算の主な内容といたしましては、歳出におきまして一般管理費、建設事業費、施設管理費及び公債費の確定に伴う

減額補正を行ったものであります。

また、歳入におきましては下水道受益者負担金について収納見込みによる増額補正、また繰り出し対象事業費の確定に伴う一般会計繰入金の減額補正と建設事業費の確定に伴う国庫補助金及び町債の減額補正を行い、予算の調整を行ったものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和4年度余市町公共下水道特別会計補正予算(第3号)。

令和4年度余市町の公共下水道特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,620万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,498万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

歳出よりご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。中段をご覧ください。3、歳出、

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額32万8,000円の減、12節委託料32万8,000円の減につきましては、事業費の額確定見込みによる減額であります。

2目財産管理費、補正額1,000円、24節積立金1,000円につきましては、公共下水道事業基金積立てのための増額でございます。

2款事業費、1項公共下水道事業費、1目建設事業費、補正額5,003万1,000円の減につきましては、主なものといたしまして12節委託料の施設計画策定委託料、14節工事請負費の処理場設備更新工事など各費目の経費の確定見込みによるものでございます。

2目施設管理費、補正額1,490万円の減、10節需用費500万円の減につきましては、修繕費の確定見込みによる減額であります。12節委託料890万円の減につきましては、処理場・ポンプ場(所)維持管理委託料などの確定見込みによる減額であります。13節使用料及び賃借料20万円の減につきましては、発電機等借上料の確定見込みによる減額であります。14節工事請負費80万円の減につきましては、污水管及び公共樹取替工事の確定見込みによる減額であります。

3款公債費、1項公債費、1目元金につきましては、地方債借入額確定に伴う財源の組替えであります。

2目利子、補正額94万3,000円の減、22節償還金利子及び割引料94万3,000円の減につきましては、一時借入金利子の確定見込みによる減額であります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、4ページをお開き願います。上段をご覧ください。2、歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目下水道受益者負担金、補正額184万9,000円、1節下水道受益者負担金184万9,000円につきましては、収納見込みによる増額であります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道

事業費国庫補助金、補正額1,520万1,000円の減、1節公共下水道事業費国庫補助金1,520万1,000円の減につきましては、国庫補助対象事業費の補助費の確定による減額であります。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正額2,000円の減、1節利子及び配当金2,000円の減につきましては、基金より生じる利子の確定見込みによる減額であります。

5ページ上段をご覧ください。4款財産収入、2項財産売払収入、1目物品売払収入、補正額22万5,000円、1節物品売払収入22万5,000円につきましては、処理場設備更新工事等により発生いたしました撤去機材、骨材スクラップの売払収入であります。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額49万6,000円の減、1節一般会計繰入金49万6,000円の減につきましては、繰り出し対象事業費の確定に伴う一般会計繰入金の減額であります。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額374万5,000円、1節繰越金374万5,000円につきましては、補正に伴います財源を繰入金に求めるものであります。

7款諸収入、2項雑入、1目雑入、補正額7万9,000円、1節雑入7万9,000円につきましては、雑入の収入確定見込みによる増額であります。

6ページをお開き願います。上段をご覧ください。8款町債、1項町債、1目公共下水道事業債、補正額5,640万円の減、1節公共下水道事業債5,640万円の減につきましては一般起債、資本費平準化債及び公営企業会計適用債の借入額確定による減額でございます。

次に、地方債補正についてご説明申し上げますので、2ページをお開き願います。下段をご覧ください。第2表、地方債補正、1、変更、起債の目的、公共下水道事業債、補正前限度額3億5,220万円、補正後限度額2億9,580万円。地方債

の補正につきましては、借入額の確定による変更でございます。

以上、報告第5号につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第5号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第8、報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（紺谷友之君） ただいま上程されました報告第6号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

報告第6号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和4年度余市町水道事業会計補正予算（第5号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

その補正内容につきましては、収益的収入、1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金につきまして、令和4年度の一般会計補助金の確定見込みにより所要の増額補正を行ったものでございます。

また、収益的支出、1款水道事業費用、2項営業外費用、2目消費税及び地方消費税につきまして、課税売上げ及び課税仕入額等の決算見込みにより消費税及び地方消費税納付額に不足が見込まれることから、所要の増額補正を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和4年度余市町水道事業会計補正予算（第5号）。

第1条 令和4年度余市町水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款水道事業収益、既決予定額6億7,874万9,000円、補正予定額701万6,000円、

計6億8,576万5,000円。

第2項営業外収益、既決予定額1億3,193万7,000円、補正予定額701万6,000円、計1億3,895万3,000円。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額8億1,501万2,000円、補正予定額175万2,000円、計8億1,676万4,000円。

第2項営業外費用、既決予定額8,461万1,000円、補正予定額175万2,000円、計8,636万3,000円。

第3条 予算第8条に定めた一般会計から補助を受ける金額「9,492万7,000円」を「1億194万3,000円」に改める。

1ページをお開き願います。次に、令和4年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。

令和4年度余市町水道事業会計予算実施計画。

収益的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款水道事業収益、補正額701万6,000円、2項営業外収益、補正額701万6,000円、2目他会計補助金、補正額701万6,000円につきましては、令和4年度の一般会計補助金の再計算を行ったことによる増額補正でございます。

支出、1款水道事業費用、補正額175万2,000円、2項営業外費用、補正額175万2,000円、2目消費税及び地方消費税、補正額175万2,000円につきましては、課税売上げ及び課税仕入額等の決算見込みにより消費税納付額の再計算を行ったことによる増額補正でございます。

以上、報告第6号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 今回の補正予算見ていると、キャッシュフロー計算書のほうとかで見えていますと、当期純利益は大体1億5,000万円弱の赤

字とはなっているのですけれども、ただ下のほうの期末の資金残高見えていますとほぼ動いていないと。ここから考えられまするに現金を伴わない帳簿上の赤字といいたいでしょうか、が発生したことでこういう形になったのかなと推測するのですが、私の考えは見解としてどうでしょう。間違っていますでしょうか。実際の収支というのは、どういふふうになりましょう。

○水道課長（紺谷友之君） 14番、大物議員のご質問に答弁申し上げます。

令和4年度の決算見込みでございますが、1億2,933万3,000円程度の純損失を見込んでいますところでございます。議員ご指摘のとおり、キャッシュフローとの乖離という部分でございますが、純損失の増の要因といたしましては資産減耗費のうち固定資産除却費、旧朝日浄水場の解体なのですが、こちらに伴う除却費が大幅増となっております、こちらにつきましては現金支出を伴わない支出でありますことから、純損失とキャッシュフローの間に金額的な乖離が生じているというところでございますので、ご理解願えればと存じます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第6号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議あ

りませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第9、報告第7号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高田幸樹君） ただいま上程されました報告第7号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第7号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和5年度余市町一般会計補正予算（第1号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和5年度余市町一般会計補正予算（第1号）の内容につきましては、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯の生活支援を行う観点から国において令和5年3月、予備費にて措置されました児童1人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金の迅速な給付を実施するため、専決処分により新型コロナウイルス対策事業費の目を設置し、関係経費の補正計上を行ったものでございます。

また、歳入につきましては国庫補助金に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第7号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年5月9日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和5年度余市町一般会計補正予算（第1号）。

令和5年度余市町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,262万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億1,262万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明申し上げます。2ページをお開き願います。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、15目新型コロナウイルス対策事業費、補正額1,262万9,000円につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る補正計上でございます。内訳でございますが、3節職員手当79万1,000円、10節需用費13万2,000円、11節役務費5万6,000円、12節委託料165万円までにつきましては、事務費の補正計上でございます。18節負担金補助及び交付金1,000万円につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。下段でございます。2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額1,262万9,000円、2節児童福祉費国庫補助金1,262万9,000円につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金に係る事業費補助金1,000万円と事務費補助金262万9,000円の補正計上でございます。

以上、報告第7号につきまして提案理由のご説

明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 国のほうの制度としてこれが来たものだから、対応したということはもちろん承知しております。ただ、余市町、以前に給付金の関係が出てきた際に横出しをして、なるべく多くの対象者に当たるようにという措置を取ったことも何年か前にあったかと思うのです。予算の都合もあるとは思いますが、そのとき私感じたのは低所得だろうがそうでなかろうが子供は子供であるという考え方に立ったからということしたのだなというふうに私は考えていたのです。ただ、今回完全に国の制度に乗っかる形と。それ以上というわけには残念ながらいかなかったという予算の立て方になっているのかなと思うのですけれども、横出しについて今後考えていくというものはないのでしょいか。

○子育て・健康推進課長（中島紀孝君） 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご承知のとおり、今回の給付金につきましては食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受けた低所得の子育て世帯の生活支援を行うために給付金の支給が急務であることから、専決処分にて対応させていただいたものでございます。町独自の実施につきましては、昨年度において1,700名程度が対象として実施をしておりますけれども、横出しについては財源が必要ですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありません

んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第7号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第7号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第10、報告第8号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長(紺谷友之君) ただいま上程されました報告第8号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

報告第8号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和5年度余市町水道事業会計補正予算(第1号)について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めます。

その補正内容につきましては、先ほど行政報告いたしました損害賠償請求事件に係る訴訟費用として訴訟弁護士委託料を予算計上し、収入については一般会計繰入金に財源を求めます。なお、今回の訴訟につきましては年度内に結審し、事件終了に至らないことも想定されますことから、地方自治法第214条に基づく債務負担行為を設定してございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第8号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和5年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年5月15日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和5年度余市町水道事業会計補正予算(第1号)。

第1条 令和5年度余市町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款水道事業収益、既決予定額6億9,717万8,000円、補正予定額50万6,000円、計6億9,768万4,000円。

第2項営業外収益、既決予定額1億6,480万5,000円、補正予定額50万6,000円、計1億6,531万1,000円。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額7億1,619万円、補正予定額50万6,000円、計7億1,669万6,000円。

第1項営業費用、既決予定額6億3,186万円、補正予定額50万6,000円、計6億3,236万6,000円。

第3条 予算第5条の表中、中央監視設備更新事業の項の次に次のように加える。

表内左欄より朗読いたします。損害賠償請求事件に係る訴訟弁護士委託料、令和5年度から事件終了年度まで、廃止前の札幌弁護士会報酬規程による額を限度額とする。

第4条 予算第9条に定めた一般会計から補助

を受ける金額「4,794万9,000円」を「4,845万5,000円」に改める。

1ページをお開き願います。次に、令和5年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。

令和5年度余市町水道事業会計予算実施計画。

収益的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款水道事業収益、補正額50万6,000円、2項営業外収益、補正額50万6,000円、2目他会計補助金、補正額50万6,000円につきましては、本町の代理人として委任する弁護士への訴訟弁護士委託料について一般会計からの補助金を繰り入れることによる増額補正でございます。

支出、1款水道事業費用、補正額50万6,000円、1項営業費用、補正額50万6,000円、3目総係費、補正額50万6,000円につきましては、収入でご説明申し上げました訴訟弁護士委託料に関わる増額補正でございます。

以上、報告第8号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第8号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第8号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第11、議案第1号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（紺谷友之君） ただいま上程されました議案第1号 工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げました工事請負契約の締結につきましては、令和5年度豊丘浄水場屋根改良工事であります。概要といたしましては、豊丘浄水場の屋根が雪害により著しく損傷したことから、これに係る改良工事を行うものであります。去る5月10日に公募型指名競争入札に付しましたところ、落札により相手方の決定を見ましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるべくご提案申し上げる次第であります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第1号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。
次のページをお開き願います。
記。

1、契約の目的、令和5年度豊丘浄水場屋根改良工事。

2、契約の方法、公募型指名競争入札。

3、契約金額、一金1億2,155万円也。

4、工期、自令和5年6月1日、至令和5年12月25日。

5、契約者、余市町長、齊藤啓輔。

6、契約の相手方、赤石・中山特定共同企業体、代表者、余市郡余市町大川町11丁目40番地、赤石建設株式会社代表取締役、赤石達也。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○6番（庄 巖龍君） お尋ねします。

ふき替え工事の総面積、1点目。

2点目、ふき替え部分の部材については何をを使うのか。

この後野地板の工事もするのか。

耐久年数、これ何年になっていますか。

以上4点、お願いします。

○水道課長（紺谷友之君） 6番、庄議員のご質問に答弁申し上げます。

申し訳ございません。細かいもの手元に持ち合わせていない部分もありますので、分かる範囲でご説明させていただければと思います。令和5年度の工事の概要といたしましては、仮設工事一式、足場ステージ等ということです。あと、屋根の工事としては一式で、既存屋根ですとか下地材撤去の後の修繕、既存小屋根鉄骨の改修工事の一式、

軒天井の補修工事の一式ということとなっております。豊丘浄水場につきましては、平成5年の3月に完成しております、耐用年数は50年となっております。

○6番（庄 巖龍君） これ1億2,000万円という金額なのです。普通寺社仏閣だとかで銅板とか張り替えてもいいところ七、八千万円です。総面積が出てこなかったら、これ銅板を替えたって七、八千万円です。だから、総面積きちんと、休憩取っていただいて結構なのですが、総面積出させていただいて、部材は何を使うのか。50年といったら、多分これアルミ合金か銅板しかない。野地板の工事もしますか。するのでしょうか。しなかったら、これ当然耐久年数50年もたないと思うのです。その辺ちょっと細かく、資料を持ち合わせていないではなくて、時間かかってもいいから、ちょっとお答えいただきたい。

○議長（中井寿夫君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時25分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、庄議員の質疑に対する答弁を求めます。

○水道課長（紺谷友之君） 答弁調整のため貴重なお時間をいただきましたこと、おわび申し上げます。6番、庄議員のご質問に答弁申し上げます。

屋根の改修工事でございますが、1点目の屋根の総面積に関しましては1,090平米となっております。こちらの部材につきましては、ガルバリウム鋼板を使用しております。軒下の工事、こちらも軒天の工事ということで一式実施を予定しております。非常に金額が高いというご指摘いただきましたけれども、昨年度と比較しますと部材の単価が約2割ほど上昇しております。また、人件費のほうも上がっているという部分ございませ

て、高い金額となっているという内容でございます。

○6番(庄 巖龍君) 分かりました。アルミ合板ということで、野地板も替えるとなると多分このぐらいの金額になるだろうと私のほうも大体推測はつきます。かつ金額も上がっているという課長からの説明も今ありましたので、ぜひこういったものにつきましては精査をさせていただいて、よりよいものを造っていただきたいと思います。答弁は結構でございます。

○議長(中井寿夫君) 他に質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第12、議案第2号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長(紺谷友之君) ただいま上程されました議案第2号 工事請負契約の締結について、

提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げました工事請負契約の締結につきましては、令和5年度中央監視設備更新工事であります。概要といたしましては、余市川浄水場の中央監視設備について更新時期を迎えることから、これに係る更新工事を行うものであります。中央監視設備の更新工事については、製造、設置までには相当の期間を要することから、令和8年度までの債務負担行為を設定しており、本年度より更新工事を着工するものであります。去る5月10日に公募型指名競争入札に付しましたところ、落札により相手方の決定を見ましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるべくご提案申し上げる次第であります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年余市町条例第15号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、契約の目的、令和5年度中央監視設備更新工事。

2、契約の方法、公募型指名競争入札。

3、契約金額、一金8億7,450万円也。

4、工期、自令和5年6月1日、至令和9年3月12日。

5、契約者、余市町長、齊藤啓輔。

6、契約の相手方、道富士・城野特定共同企業体、代表者、札幌市中央区大通東7丁目12番9、北海道富士電機株式会社取締役社長、谷村修。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○17番（寺田 進君） 私から1点お伺いします。

考え方の統一と申しますか、今後のこともありますので、お伺いしたいのですが、実は今年度の予算の中に中央監視設備更新工事と豊丘浄水場屋根改良工事ということで5億4,800万円の予算が立てられています。先ほどの件と今回で出たやつで約9億9,600万円と。約1.8倍ぐらになると思っています。それと、予定価格から若干下がってきているのです。参考資料の予定価格を両方足しても11億円と。今年度の予算の5億4,800万円というのは、どういうことで出ているのか。また、それから1.8倍の、短期間の間に様々な事柄で値上がりの要素あると思っておりますけれども、今後我々何をどう見ていったらいいのか、その辺の考え方をお伝えください。

○水道課長（紺谷友之君） 17番、寺田議員のご質問にご答弁申し上げます。

工事請負費の5億4,845万4,000円の内訳ということでございます。こちらにつきましては、先ほど工事請負契約締結で申しあげました豊丘浄水場の屋根の改良工事、こちらに加えまして、ただいまご提案申し上げております中央監視設備の更新工事の令和5年度分という部分になります。こちら中央監視設備に関しましては、製造から設置までに約4年ほど期間がかかるということでございますので、債務負担行為を設定させていただいて、その全体の額が工事請負の金額ということになっておりまして、令和5年度についてはそのうちの4億2,525万4,000円予算組んでおりますその部分の工事をさせていただくということでございますので、ご理解願いたいと存じます。

○17番（寺田 進君） 我々予算で金額を判断し

て認めていくわけですけれども、こういう形で乖離があると、その内容がどういうふうになっているのか分からない。今聞いて分かりました。今年度分だけの部分が入っているということは、この請負契約の説明のときに全体では幾らかかりますと、今年度は幾らですという説明をいただければ我々も理解できると思っておりますので、よろしく申し上げます。答弁はいいです。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第13、議案第3号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（成田文明君） ただいま上程されました議案第3号 工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げます工事請負契約につ

きましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和5年度橋梁補修工事（第2富沢橋）につきまして予定価格が5,000万円以上の請負工事となりますことから、議会の議決を求めるものでございます。

第2富沢橋につきましては、都市計画街路中町線に架設されており、昭和48年の供用開始から50年が経過しております。平成28年度並びに令和3年度に実施いたしました橋梁点検の結果、橋梁自体の経年劣化や部材の損傷が見られましたことから、道路の安全性や信頼性を確保するため補修工事を行うものでございます。

工事概要といたしましては、支承、橋台及び橋脚の補修、桁の舗装、塗り替え、床版断面並びに地覆の補修を実施した後、伸縮装置や縁石の取替えと橋面の舗装工事を行うものでございます。本提案に先立ちまして、去る5月22日に執行されました入札にて受注者が決定しましたことから、このたびご提案申し上げるものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

- 1、契約の目的、令和5年度橋梁補修工事（第2富沢橋）。
- 2、契約の方法、公募型指名競争入札。
- 3、契約金額、一金6,523万円也。
- 4、工期、自令和5年6月1日、至令和6年2月29日。
- 5、契約者、余市町長、齊藤啓輔。
- 6、契約の相手方、余市郡余市町黒川町1294番

地6、中村建設株式会社代表取締役社長、中村公彦。

以上、議案第3号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○9番（岸本好且君） 1点ちょっとお聞きをします。

今回の橋梁補修工事、中町線の、富沢地区の幹線道路ということで、大事な工事だと思います。それで、工事期間が6月から年明けて2月の末までという、期間が9か月間ということで非常に、工事内容は先ほど説明ありましたが、大きな工事ということで、この期間中、幹線道路ということもあるので、車両を全部止めてしまうのか、歩行者一部を通す工事なのか、今の段階で通行の関係についてちょっとどのようになっているのかお聞きします。

○建設課長（成田文明君） 9番、岸本議員のご質問に答弁申し上げます。

本工事におきましては、交通制限につきましては片側交互通行を想定しております。そういった中で交通誘導員の配置を予定しております、そういった中で交通の支障にならないような形で施工させていただきたいと考えております。

○9番（岸本好且君） 片側通行ということをお聞きしました。

それで、ここに大きいスーパーがあったり、それから西中学校があったり、大変交通量も多い、特に歩行者、生徒の通学路でもあります。それで、期間も長いということで、冬もまたがるということなので、安全対策といえますか、十分配意して工事を行うと思いますけれども、そう

いう学校側だとか近隣の説明も含めてその辺しっ
かりやらなければならない工事かと思えますけれ
ども、その辺は今の段階でどのように、特に通学
路の関係はどういうふうになっているのですかと
いうのを最後お聞きしたいと思います。

○建設課長（成田文明君） 9番、岸本議員の再
度のご質問でございます。ただいまご質問の中
にございましたとおり、近隣には大型店舗でござ
いますとか学校、当然通学路になってございま
す。そういった意味では、付近の住民のみならず幅
広く工事期間ももとより、安全の観点から周知のほ
う徹底していきたいというふうに考えてございま
す。

○6番（庄 巖龍君） この当該地域につきましては、シリ
パ山における北海道指定の土砂災害指
定地域になっているのでしょうか。

○議長（中井寿夫君） 庄議員にお伺いいたしま
す。

シリパ山が北海道指定の土砂災害地域に指定さ
れているので、それについての対応はいかがかと
いう質問でよろしいですか。

○6番（庄 巖龍君） では、もう一度精査して
質問させていただきます。

今から5年か6年前にシリパ山の山から土砂が
落ちて、水害も含めた上であるということで、北
海道のほうから開発建設部の人に来て、当該地
域の方々に住民説明会をやっているのです。その
ときに余市町の某課長もその話しして、2回住民
説明会を行っているのです。ですから、これが道
の危険地域に当たっているのであれば、道が本来
は予算を出さなければいけないと私は思ってい
ますから、余市町でやるのであれば、ここは入
っているのか入っていないのかということの確認
です。

○議長（中井寿夫君） 答弁調整のため暫時休
憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時49分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議
を開きます。

6番、庄議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（成田文明君） 答弁調整のため貴
重なお時間をお借りし、大変申し訳ございませ
んでした。6番、庄議員のご質問に答弁申し上げ
ます。

当該施工地域につきましては、土砂災害対策
警戒区域には指定されておられません。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありません
か。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議
規則第38条第3項の規定により委員会の付託を
省略したいと思っております。これにご異議あり
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を
省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議あり
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 工事請負契約の締結につ
いては、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第14、議案第4号 工
事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（越智英章君） ただいま上程され
ました議案第4号 工事請負契約の締結について、
提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げます工事請負契約の締結につきましては、旧余市福原漁場防災施設改修第Ⅲ期工事であります。旧余市福原漁場につきましては、国指定史跡として平成7年度から一般公開をしておりますが、消防施設が経年劣化により更新が必要になりましたことから、令和3年度より防災設備改修事業として実施してきたところであります。本年度の工事概要といたしましては、自動火災通報装置更新、放水銃の更新及び新設工事、既存ポンプ室の取壊し、新設ポンプの設置を行うものでございます。去る5月22日に随意契約により相手方の決定を見ましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めべくご提案申し上げます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、契約の目的、旧余市福原漁場防災施設改修第Ⅲ期工事。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、一金5,093万円也。

4、工期、自令和5年6月1日、至令和5年11月30日。

5、契約者、余市町長、齊藤啓輔。

6、契約の相手方、虻田郡洞爺湖町入江224番地28、株式会社ゴウダ虻田支店取締役支店長、石本正樹。

以上、議案第4号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○18番（伊藤正明君） 今回の福原漁場の防災施設改修工事ですけれども、これは随意契約で契約をしたということなのですが、本来町が発注する工事については競争入札というのがやはり基本的なスタンスではないのかなというふうに思います。そういった中で、なぜ随意契約に至ったのか、その経緯についてご説明いただければありがたい。

○社会教育課長（中島 豊君） 18番、伊藤議員のご質問に答弁申し上げます。

随意契約の理由、また経過の部分でございます。本工事は、令和4年度に施工した旧福原漁場防災施設改修2期工事と、その2と密接不可分関係にございます。既設部分と同一施工者以外が施工した場合にその後トラブル等が発生した、生じた場合の責任の所在が不明確となることから、そのことにより著しい支障が生じるおそれがあるため、契約の性質または目的が競争入札に適さないものと判断し、随意契約とし、令和4年度の施工業者と同一の施工業者を随意契約の相手方としたところでございます。

○18番（伊藤正明君） 大変的外れな質問だったのかなという意味でちょっと反省しております。継続工事ということで、私令和4年度のことについてはちょっと把握しておりませんでしたので、単純に質問させていただいた次第でございまして、今の答弁でよく分かりましたので、よろしくお願ひします。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議

規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第15、議案第5号 町有財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長(成田文明君) ただいま上程されました議案第5号 町有財産の取得について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げます町有財産の取得につきましては、冬期間の除排雪に使用いたしますロータリー除雪車の購入につきまして予定価格が700万円以上の財産の取得となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

本件のロータリー除雪車につきましては、余市町の除雪業務を受託している事業者所有の機械が平成13年度に取得して以来、20年以上経過し、老朽化による故障発生が増加しております。メーカー供給部品も少なくなっており、修理による対応が難しくなっておりますが、機械が高額なため、

事業者による更新ができないことから、町所有機械の増強を行うものでございます。

本提案に先立ちまして、去る5月22日に執行されました入札にて受注者が決定しましたことから、町有財産の取得について議会の議決を求めるべくご提案申し上げる次第であります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 町有財産の取得について。

次のとおり、ロータリー除雪車を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年余市町条例第15号)第3条の規定により議会の議決を求める。

令和5年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、取得の目的、除雪作業車(ロータリー除雪車)取得。

2、財産の取得の種類及び数量、ロータリー除雪車1台。

3、取得の方法、指名競争入札。

4、取得の価格、一金2,695万8,840円也。

5、取得の相手方、虻田郡倶知安町字比羅夫216番地7、北海道川崎建機株式会社倶知安支店支店長、小谷内聡。

以上、議案第5号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

んか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 町有財産の取得については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和5年余市町議会第3回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後 2時02分

上記会議録は、細川書記・寒河江書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 9番 岸 本 好 且

余市町議会議員 10番 彫 谷 吉 英

余市町議会議員 11番 茅 根 英 昭